

第 2 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 次第

日時：平成 1 5 年 9 月 3 0 日(火) 午後 2 時から

場所：一宮地場産業ファッションデザインセンター 1 階展示ホール

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 報告事項

小委員会の会議状況報告

(資料 1・2)

(2) 協議事項

協議第 7 号 合併の期日について

(資料 3)

協議第 8 号 新市の名称について(新市名称の決定方法について)

(資料 4)

(3) その他

・合併協議会の監査委員の選任について

(資料 5)

・合併協議会主催のシンポジウムについて

(資料 6)

・市町村合併研究啓発事業費補助金(県補助金)の交付決定について

・次回協議会の開催予定及び当面の日程について

(資料 7)

4 閉会

小委員会の会議状況報告

(平成 15 年 8 月 9 日以降)

1 新市建設計画作成等小委員会

第 1 回委員会(平成 15 年 8 月 22 日開催：一宮地場産業ファッションデザインセンター)

【協議事項等】

(1) 委員長及び副委員長の選任

委員長 丹羽厚詞 副会長(1号委員)

副委員長 山口昭雄 副会長(1号委員)

(2) 協議事項等

協定項目 1 合併の方式

協定項目 2 合併の期日

協定項目 3 新市の名称

協定項目 4 新市の事務所の位置

協定項目 5 財産の取扱い

協定項目 6 地域審議会の取扱い

協定項目 25 新市建設計画に係る事項

2 建設小委員会

第 1 回委員会(平成 15 年 9 月 18 日開催：一宮地場産業ファッションデザインセンター)

【協議事項等】

(1) 委員長及び副委員長の選任

委員長 川合正高 委員(2号委員)

副委員長 時田晴彦 委員(2号委員)

(2) 協議事項等

協定項目 23 - 23 上・下水道事業

3 経済環境小委員会

第 1 回委員会(平成 15 年 9 月 18 日開催：一宮地場産業ファッションデザインセンター)

【協議事項等】

(1) 委員長及び副委員長の選任

委員長 井浪 清 委員(2号委員)

副委員長 木村貞雄 委員(2号委員)

(2) 協議事項等

協定項目 23 - 20 商工・観光関係事業(案)

協定項目 23 - 21 勤労者・消費者関係事業(案)

4 厚生小委員会

第1回委員会(平成15年9月19日開催：一宮地場産業ファッションデザインセンター)

【協議事項等】

(1) 委員長及び副委員長の選任

委員長 浅田清喜 委員(2号委員)

副委員長 ・田勇吉 委員(2号委員)

(2) 協議事項等

協定項目21 介護保険事業の取扱い(案)

協定項目23-14 生活保護事業(案)

5 総務文教小委員会

第1回委員会(平成15年9月24日開催：一宮地場産業ファッションデザインセンター)

【協議事項等】

(1) 委員長及び副委員長の選任

委員長 梶田信三 委員(2号委員)

副委員長 川井 勇 委員(2号委員)

(2) 協定項目23-01 女性政策事業(案)

協定項目23-04 広報広聴事業(案)

6 新市建設計画作成等小委員会

第2回委員会(平成15年9月25日開催：一宮地場産業ファッションデザインセンター)

【協議事項等】

協議事項等

協定項目2 合併の期日(案)

協定項目3 新市の名称(案)

協定項目1 合併の方式

協定項目4 新市の事務所の位置

協定項目6 地域審議会の取扱い

協定項目25 新市建設計画に係る事項

合併協定項目一覧

資料 2

(平成15年9月29日現在)

合併協定項目		該当小委員会				協議状況
1	合併の方式	新市				
2	合併の期日	新市				小委員会で協議中
3	新市の名称	新市				小委員会で協議中
4	新市の事務所の位置	新市				
5	財産の取扱い	新市				
6	地域審議会の取扱い	新市				
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い		総務			
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い			経済		
9	地方税の取扱い		総務			
10	一般職の職員の身分の取扱い		総務			
11	特別職の身分の取扱い		総務			
12	条例、規則等の取扱い		総務			
13	事務組織及び機構の取扱い		総務			
14	一部事務組合等の取扱い		総務	経済	建設	
15	使用料、手数料等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
16	公共的団体等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
17	補助金、交付金等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
18	町名・字名の取扱い		総務			
19	慣行の取扱い		総務			
20	国民健康保険事業の取扱い			厚生		
21	介護保険事業の取扱い			厚生		小委員会で協議中
22	消防団の取扱い		総務			
23	各種事務事業の取扱い					
- 01	女性政策事業		総務			小委員会で協議中
- 02	姉妹都市、国際交流事業		総務			
- 03	電算システム事業		総務			
- 04	広報広聴関係事業		総務			小委員会で協議中
- 05	納税関係事業		総務			
- 06	消防防災関係事業		総務			
- 07	交通関係事業		総務			
- 08	窓口業務		総務	厚生	経済	建設
- 09	保健衛生事業			厚生		
- 10	障害者福祉事業			厚生		
- 11	高齢者福祉事業			厚生		
- 12	児童福祉事業			厚生		
- 13	保育事業			厚生		
- 14	生活保護事業			厚生		小委員会で協議中
- 15	その他の福祉事業			厚生		
- 16	健康づくり事業			厚生		
- 17	ごみ収集運搬業務事業				経済	
- 18	環境対策事業				経済	
- 19	農林水産関係事業				経済	
- 20	商工・観光関係事業				経済	小委員会で協議中
- 21	勤労者・消費者関連事業				経済	小委員会で協議中
- 22	建設関係事業					建設
- 23	上・下水道事業					建設
- 24	市(町)立学校の通学区域		総務			
- 25	学校教育事業		総務			
- 26	文化振興事業		総務			
- 27	コミュニティ施策		総務			
- 28	社会教育事業		総務			
- 29	その他事業		総務	厚生	経済	建設
24	その他		総務	厚生	経済	建設
25	新市建設計画に係る事項	新市				

合併の期日について（協定項目第2号）

合併の期日に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	合併の期日
調整方針	<p>合併特例法の期限である平成17年3月を合併期日の目標とする。</p> <p>ただし、具体的な合併期日は、この協議会の協議の進捗状況、住民生活への影響、合併に向けた体制整備状況などを総合的に勘案し、別途協議する。</p>

協議状況	
提案	平成15年 9月30日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

合併の期日について（協定項目２）

1 検討協議会確認事項

合併特例法の期限である平成17年3月を合併期日の目標とする

2 合併の期日を定めるにあたっての留意点

(1) 住民への影響

住民生活に大きな影響が出ないようにする。

(2) 合併の事務処理・引継ぎの利便性

市町村が合併するために必要とされる規定の手続きを行うための期間を見込む。

市町村が合併するためには、関係団体の各議会において議決してから都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出（県知事）、総務大臣が官報に告示、など様々な手続きが定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。

(3) 財政措置の期限

「合併の特例に関する法律」の期限は、平成17年3月31日までとなっており、同期限までに合併が行われない場合は、同法に基づく財政支援措置等は、受けられないことになる。

最近の動向

[平成15年7月8日] 総務省が「市町村合併促進プラン」の中で、関係市町村が平成17年3月31日までに合併を都道府県知事に申請すれば、財政支援を行えるよう「合併の特例に関する法律」の改正案を次期国会に提出する方針を明記。

【主な財政措置】

普通交付税の算定特例（合併算定替）の期間延長（第11条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度は、合併前の区域で算定される額の合算額を下回らないように算定し、その後の5年で当該算定による増加額を段階的に縮減する。

合併特例債（第11条の2）

市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積み立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、合併特例債を充当（充当率95%）でき、その元利償還金の70%が普通交付税で措置される。

- ・ 合併市町村のまちづくりのための建設事業
- ・ 合併後の市町村が、地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等に対する基金の積み立て

(4) 合併時に想定される事務事業等との関係

決算時期や予算編成等の業務に及ぼす影響を考える。

合併により消滅した市町村の収支は、消滅の日をもって打ち切り、合併関係市町村の長又は首長の職務代理者であった者がこれを決算することになる。

(5) 電算システムの統合・運用との関係

合併期日から基幹システムを運用するにあたり、データ移行や確認作業等が必要であるため、連休後が望ましい。

移行するシステムの規模及びシステム数があまりにも大きいため、これらの作業を平日の業務終了後に実施することは事実上不可能である。このため、長期の休日を活かした移行日程を計画する必要がある。

年度末の前後の窓口業務の繁忙期にシステムを切替えることは、実業務に支障がでることが容易に想像される。

これらから、繁忙期の3、4月を避け、かつ長期の休日をはさんだ合併日を設定することが必要である。

3 先進事例

先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺える。

【施行期日集計】

月別件数		月日別件数				日別件数	
1月	3件	1月1日	1件	7月7日	1件	1日	37件
2月	5件	1月21日	1件	8月20日	1件	3日	2件
3月	5件	1月31日	1件	9月1日	3件	6日	1件
4月	19件	2月1日	4件	11月1日	3件	7日	1件
5月	3件	2月3日	1件	11月15日	1件	15日	1件
6月	1件	3月1日	4件	11月30日	1件	20日	1件
7月	2件	3月3日	1件			21日	2件
8月	1件	4月1日	18件			30日	1件
9月	3件	4月21日	1件			31日	1件
10月	0件	5月1日	3件				
11月	5件	6月6日	1件				
12月	0件	7月1日	1件				
合計	47件		合計	47件		合計	47件

【昭和60年度以降の合併の状況】

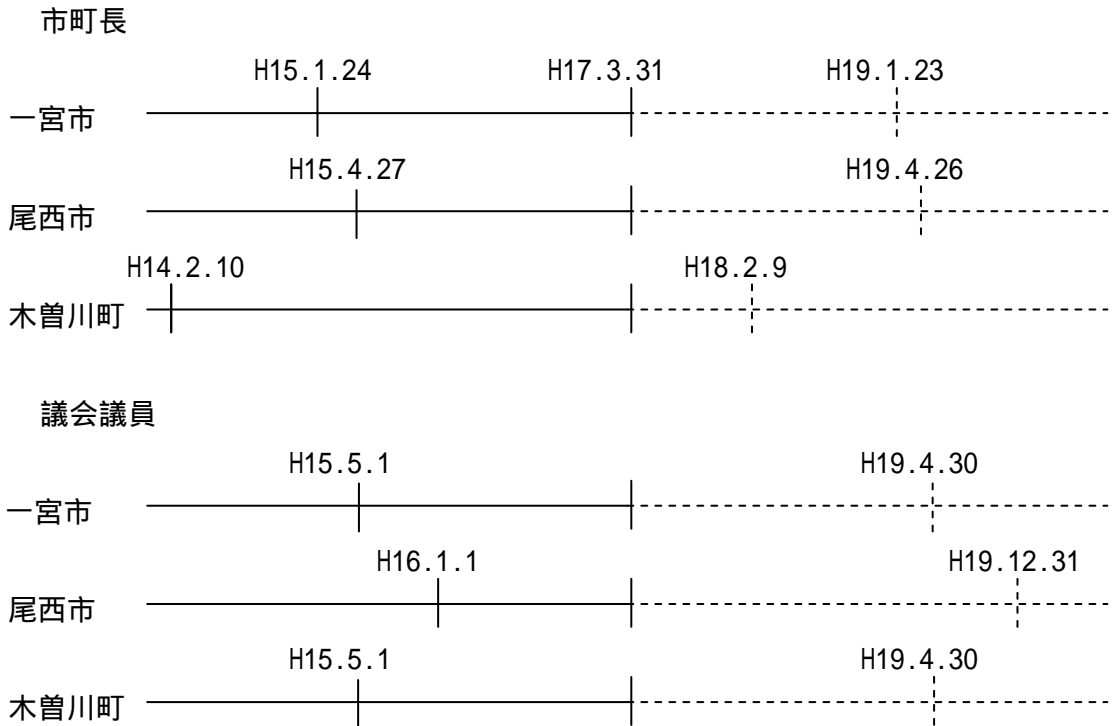
合併年月日	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
昭和62年4月1日	藤橋村	藤橋村 徳山村	編入
昭和62年11月1日	仙台市	仙台市 宮城町	編入
昭和62年11月30日	つくば市	桜村 谷田部町 豊里町 大穂町	新設
昭和63年1月31日	つくば市	つくば市 筑波町	編入
昭和63年3月1日	仙台市	仙台市 泉市	編入
	仙台市	仙台市 秋保町	編入
平成3年2月1日	熊本市	熊本市 北部町	編入
	熊本市	熊本市 河内町	編入
	熊本市	熊本市 飽田町	編入
	熊本市	熊本市 天明町	編入
平成3年4月1日	北上市	北上市 和賀町 江釣子村	新設
平成3年5月1日	浜松市	浜松市 可美村	編入
平成4年3月3日	水戸市	水戸市 常澄村	編入
平成4年4月1日	盛岡市	盛岡市 都南村	編入
平成5年7月1日	飯田市	飯田市 上郷町	編入
平成6年11月1日	ひたちなか市	勝田市 那珂湊市	新設
平成7年9月1日	鹿嶋市	鹿嶋町 大野村	編入
	あきる野市	秋川市 五日市町	新設
平成11年4月1日	篠山市	篠山町 西紀町 丹南町 今田町	新設
平成13年1月1日	新潟市	新潟市 黒埼町	編入
平成13年1月21日	西東京市	田無市 保谷市	新設
平成13年4月1日	潮来市	潮来町 牛堀町	編入
平成13年5月1日	さいたま市	浦和市 大宮市 与野市	新設
平成13年11月15日	大船渡市	大船渡市 三陸町	編入
平成14年4月1日	さぬき市	津田町 大川町 志度町 寒川町 長尾町	新設
	久米島町	仲里村 具志川村	新設
平成14年11月1日	つくば市	つくば市 荃崎町	編入
平成15年2月3日	福山市	福山市 内海町 新市町	編入

平成 15 年 3 月 1 日	南部町(10,863)	南部町(6,711)	富沢町(4,152)	新設
	廿日市市 (87,061)	廿日市市(73,587) 吉和村(853)	佐伯町(12,621)	編入
平成 15 年 4 月 1 日	加美町(28,540)	中新田町(14,034) 宮崎町(6,302)	小野田町(8,204)	新設
	神流町(3,210)	万場町(2,269)	中里村(941)	新設
	南アルプス市 (70,116)	八田村(7,016) 芦安村(613) 櫛形町(18,920)	白根町(19,247) 若草町(11,105) 甲西町(13,215)	新設
	山県市(30,951)	高富町(18,795) 美山町(8,869)	伊自良村(3,287)	新設
	静岡市 (706,513)	静岡市(469,695)	清水市(236,818)	新設
	呉市(205,382)	呉市(203,159)	下蒲刈町(2,223)	編入
	大崎上島町 (10,131)	大崎町(4,351) 木江町(2,744)	東野町(3,036)	新設
	東かがわ市 (37,760)	引田町(8,635) 大内町(16,160)	白鳥町(12,965)	新設
	新居浜市 (125,814)	新居浜市 (125,537)	別子山村(277)	編入
	宗像市(91,147)	宗像市(81,588)	玄海町(9,559)	新設
	あさぎり町 (17,751)	上村(5,404) 岡原村(2,935) 深田村(1,950)	免田町(5,991) 須恵村(1,471)	新設
	平成 15 年 4 月 21 日	周南市 (157,383)	徳山市(104,672) 熊毛町(16,038)	新南陽市(32,153) 鹿野町(4,520)
平成 15 年 5 月 1 日	瑞穂市(46,571)	穂積町(35,076)	巢南町(11,495)	新設
平成 15 年 6 月 6 日	野田市 (151,197)	野田市(119,922)	関宿町(31,275)	編入
平成 15 年 7 月 7 日	新発田市 (90,604)	新発田市(80,734)	豊浦町(9,870)	編入
平成 15 年 8 月 20 日	田原市(43,132)	田原町(36,981)	赤羽根町(6,151)	編入
平成 15 年 9 月 1 日	千曲市(64,549)	更埴市(39,402)、上山田町(6,821)、 戸倉町(18,326)		新設
計	47 市町	113 市町村		編入 25 新設 22

平成 15 年 3 月 1 日以降合併について、() 内は、平成 12 年国勢調査人口

(参考資料)

【関係市町長及び議会任期】



【平成 17 年 3 月～平成 17 年 5 月カレンダー】

平成 17 年 3 月						
日	月	火	水	木	金	土
		1 先負	2 仏滅	3 大安	4 赤口	5 先勝
6 友引	7 先負	8 仏滅	9 大安	10 友引	11 先負	12 仏滅
13 大安	14 赤口	15 先勝	16 友引	17 先負	18 仏滅	19 大安
20 赤口	21 先勝	22 友引	23 先負	24 仏滅	25 大安	26 赤口
27 先勝	28 友引	29 先負	30 仏滅	31 大安		
平成 17 年 4 月						
日	月	火	水	木	金	土
					1 赤口	2 先勝
3 友引	4 先負	5 仏滅	6 大安	7 赤口	8 先勝	9 先負
10 仏滅	11 大安	12 赤口	13 先勝	14 友引	15 先負	16 仏滅
17 大安	18 赤口	19 先勝	20 友引	21 先負	22 仏滅	23 大安
24 赤口	25 先勝	26 友引	27 先負	28 仏滅	29 大安	30 赤口

平成 17 年 5 月						
日	月	火	水	木	金	土
1 先勝	2 友引	3 先負	4 仏滅	5 大安	6 赤口	7 先勝
8 仏滅	9 大安	10 赤口	11 先勝	12 友引	13 先負	14 仏滅
15 大安	16 赤口	17 先勝	18 友引	19 先負	20 仏滅	21 大安
22 赤口	23 先勝	24 友引	25 先負	26 仏滅	27 大安	28 赤口
29 先勝	30 友引	31 先負				

新市の名称について（協定項目第3号）

新市の名称に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	新市の名称
調整方針	新市名称の決定方法については、別紙「新市名称の決定方法」のとおりとする。

協 議 状 況	
提 案	平成15年 9月30日
協 議	平成 年 月 日
確 認	平成 年 月 日

新市名称の決定方法

1 決定方法

「新しいまちをつくる」というイメージを高めるとともに、合併に対する住民の意識や気運をより高めるため、現在の2市1町の名称（一宮・尾西・木曽川）も含めて、「新市の名称としてふさわしい名称」を、一宮市・尾西市・木曽川町の住民を対象に広く公募を行い、応募された名称の中から協議会において決定する。

2 応募要領

応募資格	2市1町の在住者
応募方法	2市1町の全世帯に配布した協議会だよりの専用ハガキ (郵送料は、協議会で負担する) 官製ハガキ(下記「記載事項」を明記) ----- 応募可能数は1人1名称1点限り有効とする。
周知方法	協議会だよりの、協議会ホームページ、市町広報誌等
応募期間	平成15年10月15日(水)～平成15年11月11日(火)(消印有効)
応募記載事項	新市の名称 住所 名称のフリガナ 氏名 その名称とする理由(省略可) 年齢 郵便番号 電話番号
応募条件	常用漢字、ひらがな、カタカナ及びこれらの組み合わせにより表記された読み書きが容易な名称であること。 公序良俗に反する名称、また一般常識上において不適切と思われる名称でないこと。 知的所有権に抵触しない名称であること。 全国の市と同じ表記でないこと。
決定基準	現在の2市1町の名称(一宮・尾西・木曽川)も含め、新市の名称としてふさわしい名称 一宮市・尾西市・木曽川町の歴史的由来、文化、特徴、地理的特性を表現した名称 一宮市・尾西市・木曽川町の知名度の向上が期待でき、対外的にアピールできる名称 一宮市・尾西市・木曽川町のまちづくりの理念や願いを表した名称
応募作品の取り扱い	応募された作品に関する一切の権利は、当合併協議会に帰属する。 応募名称をそのまま採用することが困難な場合は、必要に応じて補作することができる。その際、あくまでも原案の趣旨を損なわない範囲で、これを行う。
発表	協議会で決定後、「合併協議会だよりの」と及びホームページで発表する。

賞品等はなし

3 その他

応募された名称ごとの応募点数は、新市の名称の決定には、影響を及ぼさないものとする。

公募による新市名称決定までのスケジュール

日時	協議会	小委員会	事務局
8月8日	第1回協議会 小委員会設置規程の決定		
8月22日		第1回小委員会 新市名称について検討 名称決定方法(案)の検討	
9月25日		第2回小委員会 <u>名称決定方法の決定</u>	
9月30日	第2回協議会 第1・2回小委員会の報告 <u>決定方法等について決定</u>	第3回小委員会(10/8)	第2回小委員会の決定を受け、名称の決定方法等について提案
10月15日		第4回小委員会(10/21)	募集開始(だより配布) (10/15)
10月28日	第3回協議会		↑ 募集 ↓ 4週間 (広報活動)
11月11日			募集締切 (11/11)
			↑ 集計 ↓
11月28日		第5回小委員会 集計結果の報告 「新市の名称」候補の選定	募集結果取りまとめ (集計)
12月22日		第6回小委員会 「新市の名称」の決定	
12月25日	第4回協議会 「新市の名称」の決定		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会監査委員

職 名	氏 名	備 考
一宮市代表監査委員	木村謙一	常勤・識見
尾西市代表監査委員	臼井孝嘉	非常勤・識見
木曾川町代表監査委員	安田照政	非常勤・識見

【参考】

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会規約(抜粋)

(監査)

第17条 協議会の出納の監査は、監査委員がこれを行う。

2 監査委員は、構成市町の監査委員の中から各1名を会長が選任する。

3 監査委員は、第1項の規定による監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

一宮市・尾西市・木曽川町合併シンポジウム
副題：～みんなで考えよう このまちの未来～

1. 日時・場所（時間はいずれも午後1時から4時まで）

	一宮市	尾西市	木曽川町
日時	11月29日(土)	12月14日(日)	11月1日(土)
場所	FDC	尾西文化会館	中央公民館

2. 主催：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

共催：一宮市・尾西市・木曽川町

3. 出演者：基調講演（2市1町共通）

四日市大学 総合政策学部 助教授 稲沢克祐 氏

パネルディスカッション コーディネータ

四日市大学 総合政策学部 助教授 稲沢克祐 氏

パネリスト（各市町4名）

【一宮市】一宮青年会議所理事 栃倉 勲 氏

【尾西市】尾西青年会議所顧問 上田芳敬 氏

【木曽川町】翻訳・作家・国際理解講座講師

杉本尚美 氏

一宮市長 谷 一夫

尾西市長 丹羽厚詞

木曽川町長 山口昭雄

} この3名は毎回出席

司会 江崎あずみ

手話通訳者 各会場3名を予定

4. 当日スケジュール

午前12時30分	開場
午後1時00分	開演 主催者あいさつ 会長 一宮市長 開催市町代表あいさつ 開催市町 首長 日程説明
午後1時10分	基調講演(60分) 「地域の未来と市町村合併」
午後2時10分	休憩(舞台転換)

午後2時30分	パネルディスカッション(80分) コーディネータ(問題提起・新市建設計画の骨子説明・問いかけ・ 意見集約) 各パネリスト(意見発表)
午後3時50分	質疑応答(10分)
午後4時00分	閉演

5. 広報：各市町の広報誌、ホームページへの掲載

協議会だより臨時号(10月15日発行を予定)に掲載

協議会ホームページへの掲載

各市町関係団体(商工会議所、町内会等)への協力依頼

チラシの配布

各市町職員等への周知徹底

合併協議会・各小委員会開催日程（案）

資料 7

	合併協議会	新市建設計画 作成等小委員会	総務文教小委員会	厚生小委員会	経済環境小委員会	建設小委員会
10月	10月28日 9:30～ 木曾川町役場2階 中央公民館講堂	10月8日 16:00～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室 10月21日 9:30～ 一宮スポーツ文化センター 2階第3会議室	10月24日 14:00～ 一宮スポーツ文化センター 2階第2研修室	10月20日 14:00～ 尾西市商工会館3階 研修大ホール	10月17日 14:00～ 木曾川町役場3階 大委員会室	10月15日 14:00～ 木曾川町役場3階 大委員会室
11月	/	11月28日 9:30～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室	11月26日 14:00～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室	11月25日 14:00～ 尾西市役所2階 大会議室	11月21日 14:00～ 木曾川町役場3階 大委員会室	11月19日 14:00～ 木曾川町役場3階 大委員会室
12月	12月25日 14:00～ 尾西市商工会館3階 研修大ホール	12月22日 15:00～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室	12月19日 15:00～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室	12月18日 15:00～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室	12月10日 15:00～ 木曾川町役場3階 大委員会室	12月18日 9:30～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室